

(略)

| | |
|---------|----------|
| 東京都監査委員 | 伊 藤 ゆ う |
| 同 | 伊 藤 こういち |
| 同 | 茂 垣 之 雄 |
| 同 | 岩 田 喜美枝 |
| 同 | 松 本 正一郎 |

令和 5 年 3 月 2 0 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第 2 4 2 条第 5 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

本件請求において、請求人は、令和 4 年度東京都若年被害女性等支援事業委託（以下「本件委託」という。）に係る事業計画書の承認は不当であり、四半期の実施状況報告書にも異常があることから当該受託者の活動実績等の監査をし、都が概算払した委託料の返還等の措置を求めているものと解される。

法第 2 4 2 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。監査請求を行うに当たり請求人は、自らが問題とする財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示する必要がある。

東京都若年被害女性等支援事業（以下「本件事業」という。）について、都は、東京都若年被害女性等支援事業実施要綱（以下「本件実施要綱」という。）を定めており、これによれば、様々な困難を抱えた若年女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチから居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを実施することにより、若年女性の自立の推進に資することを目的とし、都が実施主体となり、その事業の一部について、年間を通じて若年女性の支援を行う社会福祉法人、特

定非営利活動法人（NPO法人）等に委託等して行うことができるとされている。そして同事業において都は、「（１）アウトリーチ支援」（困難を抱えた若年被害女性等に対して、主に夜間見回り等による声掛けや、相談窓口における相談及び面談等の支援を実施するもの）、「（２）関係機関連携会議の設置」（都が、行政機関、民間団体及び医療機関等で構成する会議を設置するもの）、「（３）居場所の提供に関する支援」（若年被害女性等の身体的・心理的な状態や家庭環境等により、一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断した場合、居場所を提供し、食事の提供など日常生活上の支援、不安や悩み等に対する相談支援を実施するもの）及び「（４）自立支援」（累次にわたる相談支援を提供しつつ、一定期間、継続的な支援が必要と判断される利用者や、居場所での支援が長期化する利用者について自立支援計画等に基づき自立に向けた支援を実施するもの）といった事業を行うこととしている。

1 本件事業の受託者の事業計画書に関する主張について

請求人は、受託者が、事業計画書において「被害の未然予防」を目的に掲げ、16-22歳がAVスカウトの被害者層であるから事前に防がねばならないなどと独自の理論を展開している、また活動の方針としても、話を聞き、可能であれば生活スタイルを提案するにとどまっており、本件事業の目的に合致していないなどとして、このような計画を都が承認したことは不適切である旨主張する。

請求人の指摘する事業計画書（以下「本件事業計画書」という。）とは、受託者が本件委託に基づき都に提出しその承認を得るものとされるところ、請求人の主張によると、当該承認の不当事由としては、本件事業計画書が本件実施要綱の目的と合致していないこと、本件事業を受託している他団体と方針が合致していないこと、文章が論理的に破綻しており稚拙であること、同受託者の令和3年度の事業計画書と比して具体性が無いこと、などである。

しかしながら、本件実施要綱によれば、本件事業の対象者は、性暴力や虐待等の被害に遭った又は被害に遭うおそれのある主に10代から20代の女性であって、都が本事業の対象とすることを適当と認めた者とされていることから、本件事業計画書における目的が本件実施要綱で定められた目的と異なるとする理由が明らかでないこと、本事業を受託している団体間で異なる取組等がされることは本件事業を実施する上で想定され得ること、文等の正確さであったり、その内容の具体性の程度については、本件事業計画書の作成及びその承認に当たっての基準が定められているのであれば格別、そのような事情は見当たらないことからすると、請求人の上記主張は、本件事業計画書及びその承認に係る不当性について、本件委託契約の締結やこれに基づく都の

公金の支出を違法・不当とする事由を主張・疎明しているものとは言えない。

したがって、本件請求は、都の財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示しているものとは認められない。

2 本件事業の受託者の実施状況報告書に関する主張について

請求人は、受託者が本件委託に基づいて都に対して提出した令和4年度の実施状況報告書のうち第1四半期及び第2四半期においてオンラインアウトリーチの実績数についてログを調べると実績を過大に申告していること、同各期分における女性の支援実績が他受託団体と比して格段に少ないこと、相談実績は令和3年度と令和4年度とで大差はないのに同各期分における人件費が何倍にも増加していること、その理由として研修費用を不当に計上している可能性が高いこと、令和4年度の第1四半期の会議費・交通費が詳細不明であり、令和5年1月まで追加報告や訂正がなされなかったこと、令和4年度の第2四半期についてオンラインアウトリーチを行う受託者の通信運搬費が3,490円ということはある得ないこと、などを指摘し、不当な委託料の支出が行われている旨主張する。

請求人の指摘する実施状況報告書とは、本件委託に基づき受託者が事業の進捗状況等を明らかにするために、四半期ごとに作成され都に提出されるものであるところ、財務会計行為たる本件委託に基づく概算払は、本件事業計画書の承認に基づいて行われ、本件委託に基づく精算は、委託完了届や受託者が都に対して提出する年間の実施状況報告書を基礎として行われるものと解される。したがって、仮に、第1四半期や第2四半期の実施状況報告書において請求人の指摘のとおり的事实があったとしても、それは本件委託に基づく精算までの間に正しく修正されれば都の財務会計行為が違法、不当であるという評価にはならず、請求人の主張は、都の財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示しているものとは認められない。

なお、予備的調査によれば、所管局が受託者にあらためて確認したところ、請求人が指摘するような実績を過大に報告した事実はないということであり、人件費の増加については、相談体制の充実に向け、順次スタッフを増員したことなどによるものとのことであった。また、通信運搬費については、相談窓口の電話代やインターネット通信代の計上が漏れているとのことであった。所管局は、精算に当たり、これらを精査するとともに、実施状況報告書の作成に当たっては、実績件数や経費について適切に記載するよう指導するとのことであった。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。